

# 真心の園ショートステイ利用料金表(3割負担)

令和7年8月1日から

A					B	
1日当たり	基本サービス費	看護体制加算 サービス体制加算 夜勤職員配置加算	利用日数		送迎 片道 184円	介護職員処遇改善加算(I)
要介護1	2,112	144	× 利用日数	+	× 送迎回数	(A)+(B)の14%
要介護2	2,316	144				
要介護3	2,541	144				
要介護4	2,754	144				
要介護5	2,961	144				

加算の内訳

- ・看護体制加算 (I 及び II) 12単位
- ・サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- ・夜勤職員配置加算(II) 18単位
- ・介護職員処遇改善加算(I) 14% ※

※ ・介護職員処遇改善加算(I)は所定単位数(A+B)に14%を乗じた単位

1日当たり	食費	居住費	小計
第1階層	300	880	1,180
第2階層	600	880	1,480
第3階層①	1,000	1,370	2,370
第3階層②	1,300	1,370	2,670
第4階層	1,445	2,066	3,511

朝食 262円 昼食 607円 夕食 576円

- (第1階層) \*市町村税非課税世帯であり、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者  
(預貯金 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)
- (第2階層) \*市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方  
(預貯金 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)
- (第3階層①) \*市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方  
(預貯金 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)
- (第3階層②) \*市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方  
(預貯金 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)
- (第4階層) 上記以外の方

※上記階層は介護保険課へ申請することで認定されます。

認定を受けられた方は必ず利用時に提示をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お電話下さい。

(0942)82-2301